

区長報告第三号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年四月一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年六月二十五日

港区長 清 家 愛

記

令和六年七月二十六日議決を得た工事請負契約（東麻布二丁目公共施設整備工事）の契約金額「三十億七千四百五十七万八千九百円」を「三十一億六千四百六十六万九千円」に変更する。